

令和7年第5回定例会

# 江東区教育委員会会議録

令和7年5月23日（金）

江東区教育委員会

## 令和7年第5回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和7年5月23日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和7年5月23日（金）午前11時32分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、安部敏啓（教育長職務代理者）、鈴木清人、浅野美智子、大久保善子
- 5 出席職員 青柳教育委員会事務局次長、西尾教育委員会事務局参事 学校施設課長事務取扱（整備担当課長兼務）、梅村教育委員会事務局参事 深川図書館長事務取扱、瀧澤庶務課長、西野学務課長、金指指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、木内教育支援課長（教育センター所長兼務）、大田地域教育課長、吉木江東図書館長、篠崎青少年課長
- 6 議題
  - 日程第1 議案第17号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起に関する意見聴取
  - 日程第2 議案第18号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則及び江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
  - 日程第3 議案第19号 江東区立東雲小学校校舎その他改修工事請負契約に関する意見聴取
  - 日程第4 議案第20号 江東区立東雲小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約に関する意見聴取
  - 日程第5 議案第21号 江東区立東雲小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約に関する意見聴取
  - 日程第6 議案第22号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取（江東区立深川第六中学校校舎その他改修工事）
  - 日程第7 議案第23号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取（江東区立小名木川小学校改築電気設備工事）
  - 日程第8 議案第24号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取（江東区立小名木川小学校改築機械設備工事）
  - 日程第9 議案第25号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
  - 日程第10 議案第26号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条



次に、4の対象者は、平成17年4月2日から平成18年4月1日の出生者で、江東区に住民登録をされている方（外国人の方を含む）で、令和7年4月30日現在、4,199名が対象となっております。

次に、5の開催方法につきましては、今年度も会場内外の混雑を回避するため、4部制で実施をさせていただきます。なお、今年度は午前の部を深川地区、午後の部を城東地区として執り行います。

最後に6の周知方法についてでございますが、7月1日号、1月1日号の区報で周知をするほか、区ホームページ、SNS、スマートニュースで広く周知を図ってまいります。また、式典の招待状の通知につきましては、12月上旬の発送を予定してございます。

報告は以上となります。

本多教育長 本件について質疑願います。  
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。ちょっと確認なんですけど、最近はプレゼントでモバイルバッテリーをお渡ししていたような気がするんですが、評判とか、来年に向けてそれを受けて、何か検討とかしていることはありますか。

本多教育長 青少年課長。

篠碕青少年課長 例年、記念品につきましてはアンケートを取ってございます。その結果一番希望の多いものということで、モバイルバッテリーということで、例年経過してまいりましたが、今年度もまたアンケートを取りまして、一応モバイルバッテリーではないものに決まりそうですので、そういったものを、来年の式典のときには記念品として配らせていただく予定ではございます。

本多教育長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

次に、報告事項11 令和9年二十歳のつどい代替会場についてを説明願います。

青少年課長。

篠碕青少年課長 令和9年1月実施の二十歳のつどいの代替会場の御説明をさせていただきます。

1の経緯につきましては、令和8年1月よりティアラこうとうにて改修工事が行われるため、代替の候補地を選定することとなりました。

そのため、2の経過にも記載してありますよう、候補地の抽出を行い、

本年の3月10日に青少年課と共催の教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局の3者で検討会を行い、会場の決定に至りました。

3の会場につきましては、ホテルイースト21東京、1階イースト21ホールで行う予定でございます。

4の選定理由といたしましては、アクセス性のよさ、あとは会場内の移動の利便性、そして式典運営に対するノウハウが見込めるなど、他の施設に比べて以上の点が勝っておりましたので、イースト21に設定させていただきました。

また、主な周知につきましては、7月1日号区報で周知をするほか、区ホームページ、SNS、スマートニュースを活用し、今後周知をしてまいります。

私からの報告は以上となります。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

場所が替わるという案内を事前に早くしていただけるといいことかもしれませんが、今年と場所が違うので、そこは混乱しないように、しっかりとお伝えいただければなというふうに思っているところであります。

それでは、本報告を終了いたします。

青少年課長につきましては、他の公務のため、ここで退席いたします。

篠崎青少年課長 ありがとうございました。失礼いたします。

本多教育長 それでは、審議に入ります。

日程第1 議案第17号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起に関する意見聴取を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第17号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和7年5月23日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長より意見を求められたため、本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、議案第17号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する

民事訴訟の提起について御説明いたします。資料1をお願いいたします。本件は奨学資金滞納案件1件に係る訴訟でございます。訴訟の当事者は、原告が江東区、被告は借受人及び連帯保証人でございます。

初めに、資料1で江東区奨学資金貸付金の概要から御説明いたします。生計上の理由で高等学校等への就学が困難な区内在住の生徒に対し、入学準備金や授業料を貸し付ける事業でございました。令和5年度新規入学生まで貸付募集をしており、これまでに3,733名、約18億円余を貸し付けた実績がございます。一方で、現在60件、約1,800万円が滞納となっております。なお本制度につきましては、令和6年度生より、給付型の奨学金に改正したところでございます。

債権の回収につきましては、区の私債権の管理に関する条例に基づき実施をしており、滞納案件の債権回収業務は弁護士事務所へ委託をしております。これまでの委託実績につきましては、資料記載のとおりでございます。

3、返還請求に関する民事訴訟の提起でございます。これが今回の民事訴訟の提起の内容となっております。今回1件となっております。貸付金額が33万8,000円です。返還開始日からも一度も返済がなされず、区及び弁護士から再三の督促、催告を行ってりましたが、督促、催告が届いているにもかかわらず連絡に応じないことから、今回債権回収のため、訴訟の提起をするものでございます。

2ページをお願いいたします。訴訟を提起することにより見込まれる効果といたしましては、時効の完成猶予・更新の効果を有するとともに、訴訟が契機となり、借受人等との協議が進めば、和解等につながるということも期待できるものでございます。

今後の流れでございます。本委員会で御決定をいただければ、区議会に上程、区議会にて可決後に訴えの提起、口頭弁論を経て判決になるものでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますよう、お願いいたします。

本多教育長      それでは、本件について質疑願います。  
鈴木委員。

鈴木委員      ちょっとお聞きしたいんですけど、この委託実績の中で、②の未回収案件50件ってありますよね。この債権放棄35件というのは戻ってこないということですよ、簡単に言えば。そうすると残りの15件、これは今どんな様子になっているんでしょうか。

それで、これは僕はちょっとよく分からないんですけど、この民事訴訟をするのと、もう債権放棄だというふうに決定するの、この違いといいますか、際はどこにあるのか、それを聞きたいんですけど。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 初めに、この継続15件でございますが、これについてはまだ弁護士事務所のほうで督促等を行っている。今回債権訴訟提起になっていますが、まだ訴訟提起までしないで、弁護士のほうで回収についての対応をしているものでございます。

また、債権放棄とこちらの訴訟提起の関係でございますけれども、これは原則として、今訴訟を行って、最終的に回収を極力行うということで進めております。ただ過去にこれまで弁護士委託をしたものの、時効まで寸前であったですとか、訴訟提起をしてもこちらの債権の回収が見込まれないですとか、総合的な判断の上で、最終的に債権放棄という形になったものでございます。

現在においては、繰り返しになりますけれども、まず基本的に弁護士委託をして弁護士のほうから督促を繰り返して、それでも回収の見込みがないものについては、極力訴訟提起等を通じて回収につなげていくということで、今進めているところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 ちょっともう1回確認しますが、この債権放棄35件というのは、全部訴訟をかけたけれども、うまくいかないので、最終的に債権放棄になったという理解でよろしいのでしょうか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 弁護士事務所で対応したものの、時効や破産等によるものです。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

鈴 木 委 員 分かりました。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。  
安部委員。

安 部 委 員 説明ありがとうございます。今回は、今の委託実績のほかに新たに1件発生したよという理解をしているんですけども、これはやっぱり、今の鈴木委員とちょっと部分的にかぶるんですが、この貸付金額、例えば三十数万で、時間とか皆さんの労力はちょっと置いておいても、弁護

士の費用でこれを上回るぐらいかかっているのは、あまり意味がないというか。

ただ、貸したお金は返してねというルールに基づいてやるのは正しいかと思うんですけど、何かその辺が僕は放棄の線引きなのかなとちょっと思ったりしていたんですけど、それが合っているかということと、これは結局債権放棄とかをするというのは、やっぱり犯罪かどうかちょっと分からないけど、まずいことだと思うんです。

これって、その子は悪くないのかちょっと怪しいんですけど、借りたのはその子ではないですよ。その親だと思うんです。その方はその次、例えば大学に上がるときとか、または大学院とか、そういうときに、この債権放棄みたいなこういう事案があったということは影響しますか。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 まず初めに、こちらの弁護士の委託です。確かに金額のほうでの判断というのが1つ出てきます。まさに今おっしゃったように、弁護士の委託費用というものは一定程度かかりますので、原則として弁護士に委託をかけるタイミングの根拠として、滞納金額が10万円以上というところで考えております。今こちらの根拠といたしましては、先ほどのように、いわゆる弁護士への委託費用の関係ということになります。

また一方で、こちらはあくまでも公債権といいますか、公費でございます。税金から出ているものでございますので、当然返済を前提としての貸付けになっております。やはりまず形としまして、確実に返済をしている方というのも一方でいらっしゃいますので、当然それは公平性といいますか、貸したお金ですので、返していただくのが原則ということで、我々は手続を進めているところでございます。

また、借受人は生徒本人ですが、こちらのいわゆる債権となった場合に、大学進学以降のものなんですけれども、我々のほうで貸し付けているお金の返済というものは進めています。例えば訴訟ですとかで、今後引き続き大学進学の際とかの資金の貸付け、そういうのを申し込む際に、場合によってはそういうところが貸付けの際の要件として該当する、あるいは貸付けの決定の際に要件として入ってくる可能性はあるのかなというふうに考えております。

ただ、すみません、個別のものというのは私どものほうでも正確に把握していないので、そういったところがどういう形になっているかというのは分からないところでございます。

以上です。

本多教育長 よろしいでしょうか。  
ほかいかがでしょうか。

鈴木委員 もう一ついいですか。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 ちょっと気になるので、すみませんけど。今後、高校の授業料が無償化されるとかという動きが。現状でもかなり無償に近い状況ではあるんですが。そうなったときに、この貸し付けた奨学金は、今ルールが変わったからもういいよ、返さなくていいよということになるのか、それとも、いや、あなたのときは無償化じゃないんだから全部ちゃんと払いなさい、訴訟までしますよということなのか、その辺はどうなんですか。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 まさにこの貸付けをしたというのは、当然返還を前提としての貸付けになりますので、お貸したものを返還していくということですので、それについては、今の状況と関係なく返済をしていただくという形になります。

以上でございます。

鈴木委員 分かりました。

本多教育長 よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第2 議案第18号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則及び江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第18号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則及び江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和7年5月23日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多 健一朗。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、  
本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、議案第18号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則及び江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について御説明をいたします。資料2をお願いいたします。

刑法等の一部を改正する法律の施行により、これまで懲役と禁錮となっていたものが一本化し、新たに拘禁刑が創設されることになってございます。この法律改正により、対象の刑罰が記載されている規則に対して、文言の修正、改正を行うものでございます。

対象の規則については、2、改正内容に記載の2つの規則でございます。それぞれ「懲役」及び「禁錮」と規定しているところを、「拘禁刑」へ改めるものでございます。

具体的な改正箇所については、2ページ目以降、新旧対照表を御確認願います。

施行期日は令和7年6月1日からとなっております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第2につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第3 議案第19号 江東区立東雲小学校校舎その他改修工事請負契約に関する意見聴取、日程第4 議案第20号 江東区立東雲小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約に関する意見聴取、日程第5 議案第21号 江東区立東雲小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約に関する意見聴取、これらはいずれも東雲小学校改修工事に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第19号 江東区立東雲小学校校舎その他改修工事請負契約に関する意見聴取、議案第20号 江東区立東雲小学校校舎その他電気設備

改修工事請負契約に関する意見聴取、議案第21号 江東区立東雲小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和7年5月23日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長より意見を求められたため、本案を提出します。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 それでは、議案第19号から第21号まで一括して御説明します。

まず、議案第19号について御説明します。本件は、区の長期計画に基づく大規模改修工事でございます。こちらは建築工事となりますが、5月20日に一般競争入札が行われ、記載の立花建設株式会社城東支店が17億9,540万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料3に入札結果を添付しており、落札率は98.5%でございます。

続きまして、議案第20号について御説明します。本工事は議案第19号に伴う電気設備改修工事でございます。5月21日に一般競争入札が行われ、記載のヤマト・タツミ建設共同企業体が4億9,800万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料4に入札結果を添付しており、落札率は95.1%でございます。

続きまして、議案第21号について御説明します。本工事は議案第19号に伴う機械設備改修工事でございます。5月21日に一般競争入札が行われ、記載のライクス・大進建設共同企業体が4億9,700万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。資料5に入札結果を添付しており、落札率は98.8%でございます。

いずれの議案とも第2回区議会定例会の議決を得て、本契約の締結となります。

また、工期末につきましては令和8年8月31日まででございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

本多教育長 それでは、本件について質疑願います。

鈴木委員。

鈴木委員 資料3の一般競争入札ですけれども、立花建設、これは1者入札になっているんですが、理由はどうしてでしょうか。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 通常入札前に申込みがなされるわけですが、一応その制限上、1者でも可ということになっておりましたので、1者で応札されたという状況でございます。

以上でございます。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 ということは、1者しか応札者がなかったということですか。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 結果上はそういうことになります。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

鈴木委員 分かりました。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。

安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。入札の結果の中に、施工能力の評価点、地域の貢献点、価格点という形で評価値というのを判断されていると思うので、必ずしも入札の金額だけで御判断されているんじゃないよということをお示しされているのかと思うんですけど、参考までに、地域貢献点って例えばどういうことなのか、言える範囲で教えていただけないでしょうか。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 このいわゆる総合評価方式における地域貢献点というところがございますけれども、こちらにつきましては、区内に事業所を置いてありますとか、本店、支店があるとか、そういったところが影響しているというところがございます。

以上です。

安部委員 すみません、区内に事務所があると地域貢献しているんですか。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 この辺りの制度上のことにつきましては、契約のほうの基準等で決められているところでございます。  
以上でございます。

安 部 委 員 一応分かって聞いたんですけど、何事も区内に事務所があることとかという要件があるのは理解しています。ですけど、もう少しできれば、今後も何かあったときは特に密接に絡んでいくことになるかと思うので、地元の豊屋さんみたいな同じイメージで、あそこに頼めば、価格は激安じゃなくても将来にわたって安心感があるよねという、そういうところをやっぱり使っていただくと、結果として安く上がると思いますか、良好な関係が築けると思うので、何か御検討いただけるといいかなと思います。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。  
ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
では、お諮りいたします。  
日程第3、日程第4及び日程第5につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ございませんので、これを決定いたします。  
次に、日程第6 議案第22号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取（江東区立深川第六中学校校舎その他改修工事）を議題といたします。  
本案について事務局より説明願います。  
次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第22号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取（江東区立深川第六中学校校舎その他改修工事）。  
上記の議案を提出する。  
令和7年5月23日。  
提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長より意見を求められたため、本案を提出します。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 それでは、議案第22号について御説明いたします。  
まず、変更理由についてですが、令和7年第1回区議会定例会で議決を得た江東区立深川第六中学校校舎その他改修工事請負契約において、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置

の実施に伴う契約金額の増額変更を行うものでございます。

変更内容としましては、契約金額2億5,300万円に対し、変更後の金額は2億5,624万5,000円で、差額は324万5,000円でございます。

契約の相手方は、株式会社小川工務店でございます。

工期は令和7年4月1日から令和8年2月27日まででございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。  
安部委員。

安 部 委 員 説明ありがとうございます。すみません、変更理由がよく分からないので、この特例措置の実施に伴う契約金額の増額というのは、具体的にはどういうことなのか、教えてもらえませんか。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 年度におきまして、労務単価の上昇ですとか、切替えが行われるというところで、新しい労務単価を反映させた形で契約をし直すという形のものになります。  
以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。労務単価というのは、公の金額というのがあるってということでしょうか。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 当然基準になる東京都の単価の部分であったりとか、その基準になる部分の単価を用いて算出をしていくということでございます。  
以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。この深川六中って、一度入札できなくて、また再度かけたりしているんで、かなり直近のもののような気がしているんです。そうすると、例えば小名木川小とかは今工事していますけど、そちらは見直しは要らないんでしょうか。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 後ほど小名木川小学校も一部出てまいります、基本的にこの3月1日というところが基準になっておりまして、六中におきましては、この第1回定例会、3月1日以降に契約を実施しているというところがございます。その基準が3月1日になっておりますので、その基準に対して、それで増額を行うという形にはなってございます。  
以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。  
ほかいかがでしょうか。  
それでは、お諮りいたします。  
日程第6につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。  
次に、日程第7 議案第23号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取(江東区立小名木川小学校改築電気設備工事)、日程第8 議案第24号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取(江東区立小名木川小学校改機械設備工事)、これらはいずれも小名木川小学校改修工事に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。  
本案について事務局より説明願います。  
次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第23号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取(江東区立小名木川小学校改築電気設備工事)、議案第24号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取(江東区立小名木川小学校改機械設備工事)。  
上記の議案を提出する。  
令和7年5月23日。  
提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長より意見を求められたため、本案を提出します。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 それでは、議案第23号から第24号まで、一括して御説明いたします。

初めに、議案第23号について御説明します。

まず、変更理由についてですが、令和6年第4回区議会定例会で議決を得た江東区立小名木川小学校改築電気設備工事請負契約において、技能労働者への適切な賃金水準の確保を目的とした国土交通省からの通知に基づき、賃金等の急激な変動に対処するためのインフレスライド条項を運用し、増額変更を行うものでございます。

この変更内容としましては、契約金額5億9,400万円に対し、変更後の金額は6億117万2,000円で、差額は717万2,000円でございます。

次のページを御覧願います。工事変更概要につきましては、記載の計算式により算出したスライド額を増額するものでございます。

契約の相手方はヤマト・電交舎建設共同企業体で、工期は令和6年12月17日から令和9年9月30日までで、工期の延長は行いません。

続きまして、議案第24号について御説明します。

まず、変更理由についてですが、令和6年第4回区議会定例会で議決を得た江東区立小名木川小学校改築機械設備工事請負契約において、こちらも同じくインフレスライド条項を運用し、増額変更を行うものでございます。

変更内容としましては、契約金額7億5,130万円に対し、変更後の金額が7億6,709万6,000円で、差額は1,579万6,000円でございます。

こちらも次のページを御覧願います。工事変更概要につきましては、記載の計算式により算出したスライド額を増額するものでございます。

契約の相手方は櫻井・平野建設共同企業体で、工期は令和6年12月17日から令和9年9月30日までで、工期の延長は行いません。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

本多教育長 本件について質疑願います。  
安部委員。

安部委員 説明ありがとうございます。すみません、さっきの六中の件と似ているようでいて、変更理由が同じ特例措置で来るのかなと思っていたら、これはまた別で、インフレスライド条項とか特例措置みたいな、何か結果としては似たようなものなのかなとは思いますが、その辺何か御説明いただけないでしょうか。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 こちらにつきましては、先ほど御説明しました3月1日が起点になっ

ておりまして、それ以降に契約したか、あるいはそれより前に契約したかというところになります。3月1日以降ですと、労務単価の反映という条項を適用するということと、3月1日より前ですと、このインフレスライド条項、こちらを運用して、同様の労務単価の変更をかけていくという内容になっております。こちらは国土交通省の内容に準拠して対応しているというところでございます。

以上でございます。

本多教育長 分かりづらいですけど、よろしいですか。  
安部委員。

安部委員 すみません、一応確認なんですけど、理解としては、大枠としては同様の理由だという理解で合っているでしょうか。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 そのとおりでございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。  
鈴木委員。

鈴木委員 じゃ、安部さんの追加質問なんですけれども、インフレ条項の場合は、今、3月1日以前ということで、令和6年度の4月1日からかなと思っただんですけど、5年度とか4年度とか遡って契約が、工事が続いているという物件に関しては、インフレスライドは適用されないのでしょうか。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 あくまで当該年度の方ということですので、この小名木川小学校の工事ですと、令和7年度と、またその翌年度の単価の上昇と、あとインフレスライドの場合、残った工事との兼ね合いも出てまいりますので、そこを反映して、差額が出るようになりましたら、また再度インフレスライド条項を適用して、増額変更を行うという形になります。

以上でございます。

鈴木委員 1年ごと。

本多教育長 よろしいでしょうか。

鈴木委員 分かりました。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、お諮りいたします。

日程第7及び日程第8につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第9 議案第25号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取、日程第10 議案第26号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例施行規則に関する規則、これらは互いに関連する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第25号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取、議案第26号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例施行規則に関する規則。

上記の議案を提出する。

令和7年5月23日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び第15条の規定に基づき、本案を提出します。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 では、議案25号、26号を一括して御説明いたします。

まず、資料6を御覧ください。項番1、改正の趣旨でございます。妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等に係る措置を新設するため、条例の一部を改正するものでございます。

項番2、改正の内容についてです。妊娠、出産についての申出をした職員に対する意向確認等の措置について定めるものであり、具体的には、出生時両立支援制度等の制度について、本人にその事項を改めて伝えることで、全ての職員が自分の生活を大事にしながら生き生きと働き続けられるよう、それぞれの状況に応じて用意されている両立支援制度を活用できるようにするものであります。

3番、新旧対照表は2ページから4ページのとおりでございます。

施行日は令和7年10月1日からとなっております。

次に、資料7を御覧ください。こちらについては、条例の改正に伴い、規則を整備したものでございます。

具体的には2枚目以降の新旧対照表を御覧ください。これまでの育児休業や短時間勤務等に加えて、介護休暇を勤務時間の途中で取れることや、年次有給休暇の繰越しの規定を緩和するものでございます。

こちらについても施行日は令和7年10月1日となります。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長 本件について質疑願います。  
安部委員。

安部委員 説明ありがとうございます。確認させてください。こちらは、何か国のルールが変わって、それに合わせてこれを変えたということではなくて、区のルールに足並みをそろえたようなものでしょうか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 国家公務員の休暇制度等の改正に合わせて、区も制度改正するものとなっております。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。ちなみに、分かる範囲でいいんですけども、幼稚園の先生の待遇は、他区の先生でも同等でしょうか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 本件については区の改正にはなりますけれども、他区でもおおむね同じような対応で、同時期に改正を予定していると思います。

安部委員 わかりました。ありがとうございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。これらの変更につきましては、特別区人事・厚生事務組合からの通知に基づいて対応しておりますので、他区と差がないような形で進めているところであります。

それでは、お諮りいたします。

日程第9及び日程第10につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。  
これより、報告事項に入ります。  
初めに、報告事項1 江東区教育施策大綱の策定についてを説明願います。  
庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、江東区教育施策大綱の策定について御説明をいたします。  
資料8-1をお願いいたします。  
教育施策大綱とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、区長が定める、区における教育の目標や施策の根本的な方針となる総合的な施策の大綱でございます。今般、江東区長期計画(後期)が策定されたことを受け、改定をいたしました。  
内容につきましては、資料8-2をお願いいたします。本年2月及び5月の総合教育会議にて区長から提示され、御協議をいただき、策定されたものでございますので、本日、教育委員会において御報告をするものでございます。  
内容でございますが、総合教育会議につきましては、教育委員の皆様も委員として御協議をいただいた内容でございますので、内容につきましては既に御承知かと存じますが、本区基本構想、また教育理念、長期計画(後期)を踏まえ、区における教育に関する方針が示されたところでございます。本施策大綱につきましては、今後、区議会文教委員会で報告を公表いたします。  
説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。  
安部委員。

安部委員 すみません、確認なんですけれども、先般の総合教育会議で話し合った結果、何か修正された点はありますか。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 今回、素案、案ということで、2回の総合教育会議で御協議いただきましたが、その中で御協議いただいた内容から、最終的にこの案の変更はございません。  
以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。  
では、本報告を終了いたします。

次に、報告事項2（仮称）教育推進プラン・江東（第3期）骨子についてを説明願います。

庶務課長。

瀧澤 庶務課長 それでは、教育推進プラン・江東（第3期）の骨子について御説明をいたします。

資料9-1をお願いいたします。前回、4月の本委員会で骨子案について御報告をいたしました。その後、5月14日に開催されました教育推進プラン・江東策定委員会での協議を経て、プランの枠組みとなる骨子を策定、決定いたしましたところでございます。

骨子そのものは資料9-2になりますので、御参照をお願いいたします。

骨子の考え方でございますが、こちらは前回骨子案でお示しをした際にも御説明した内容となっておりますが、現行のプラン（第2期）から、根本となっております教育理念、4つのテーマ、10の施策は継承し、以下について見直しをしたところでございます。

22の取組指針、また、取組指針を構成する56の取組について、現行プランの施策の進捗状況、また社会環境の変化等を踏まえ、体系の整理を行うとともに、柔軟な施策展開ができるよう見直したところでございます。また重点課題につきましても、プラン全体に共通する視点（考え方）として新たに位置づけたところでございます。

前回の骨子案から枠組みのところを抜粋した、抽出したものが、最終的に骨子という形になります。なお、構成する各項目の記載内容が用語の実態と即していないところから、テーマ、分野等、それぞれの項目の中の見出しを見直したところでございます。

今後でございますが、この後に御報告をいたしますことからの意見聴取等を実施した後、素案を策定、パブリックコメントを経て、年度末に案策定、決定といたしたいと考えております。

説明は以上でございます。

本多 教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項3（仮称）教育推進プラン・江東（第3期）の策定にかかることからの意見聴取の実施についてを説明願います。

庶務課長。

瀧澤 庶務課長 それでは、教育推進プラン・江東（第3期）へのことからの意見反映の手法について御説明をいたします。資料10をお願いいたします。

プラン策定に当たりまして、主体であることが計画の策定過程に参加できる機会を設け、計画にことからの意見を反映するために行っていくものがございます。これは、国が定めましたことからの基本法の規定も踏ま

えたものとなっております。これまで意見反映を行うということで、全体の御説明の中ではさしあげたところでございますが、今般、具体的な意見反映の手法、また詳細について決まりましたので、御報告をいたすものでございます。

今回こどもの意見聴取といたしまして、3つの手法で実施したいと考えてございます。

1件目が、こちらのタイトルにございますとおり、こども教育委員会、ワークショップ型のものでございます。こちらは既に区報、区ホームページ等で募集をかけてございますが、一般公募により区内在住のこどもから参加者を募集し、計画に掲げるテーマについて、ワークショップ型の会議により意見を聴取するものでございます。対象、定員、日時、場所については記載のとおりでございます。

2点目といたしまして、アウトリーチ型となっておりますが、江東教育七夕まつりと題するものでございます。多様なこどもから広く意見を取り入れるために、意見シートへの記入方式による意見聴取を行います。実施に当たりましては、ちょうど七夕の時期であることに合わせ、こどもたちに将来の夢ややってみたいことなどについて、短冊を模した意見シート、具体的には付箋でございますが、こちらに記入し、笹を模した模造紙に貼り付けてもらうという形で、意見を聞きたいと考えてございます。

対象は特別支援学級及びブリッジスクールに通う児童・生徒でございます。時期においては七夕の時期前後ということでお願いしておるものでございます。それぞれ特別支援学級、ブリッジスクールの教室等で行いたいということで考えてございます。

3番目といたしまして、江東区こども議会と題して、体験参加型のものでございます。こちらは、中学校の生徒がこども議員となって教育施策について議題とする、こども議会を開催いたします。最終的に発表、意見の提案の場を、江東区議会の本会議場をお借りして開催したいと考えてございます。そして、区管理職等と意見交換を行うという形での進行を考えております。

対象につきましては、区立中学校各校代表、こちらは生徒会です。具体的には生徒会交流会というものを実施しているところでございます。こちらの枠組みをお借りして実施したいと考えてございます。日時、場所については記載のとおりでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。3番の江東区こども議会。今の御説明

で、生徒会交流会をこれにあてがうというお話だったんですけど、たしか生徒会交流会は青少年委員さんが主体的にやっていたと思うんですが、今回もそれにお任せするというのでしょうか。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 あくまでも生徒会交流会で今までやっていた進め方といいますか、その枠組みをお借りするというので、これはこれで独自で行うものになります。生徒会交流会のほうでも事前にテーマ等、生徒会の生徒、役員同士が話し合っ、最終的に発表するというような形で進めておりましたので、そのやり方をお借りするというので、それとは別に独自で、こちらのほうで書いてある企画をするものでございます。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 私もこども議会なんですけど、対象が中学校の代表ということで、こども議会というネーミングはちょっとどうかと、すぐそう思ったんですけども。中学生議会のほうがいいんじゃないかなと思ったんですけど。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 確かに児童・生徒と言ったときに、中学校の生徒をこどもと言うのはどうかということもありますが、あくまでもこどもというのは、今のこの学校世代、あるいは区のこども計画でもそうですけれども、広く枠組みを捉えた上で、こどもということですので、そちらのほうで今回、タイトルをつけさせていただいたものでございます。

以上でございます。

鈴木委員 分かりました。

本多教育長 よろしいでしょうか。今、安部委員からあった、生徒会交流会をベースとしてという部分については、今までも中心になって、中学校の特活部の先生方に下準備をしていただいたりしてきたんですけども、今回のこども議会のほうも中学校の特活部の先生方と連携を図りながら、青少年委員会のほうにも情報提供しながら、参加、連携ができるところについては御協力をいただくという形で進められればというふうに思っています。

また、最初の部分でのこども教育委員会。まさにここで今教育委員会をやっていますけれども、こどもたちに教育のことを話し合ってもら

という形で進めていこうと思っていまして、進行については私も加わって、指導主事と協力しながら、まさに主体的・対話的で深い学びの授業ができればというふうに思っているところでして、こどもたちに、楽しみながら、自分たちの学校や授業やいろんなことをよくするために、いろんな意見を言ってもらっていると思っているところであります。

6月、7月の実施ということで募集をかけているところではありますけれども、もし教育委員の皆様から、ぜひ参加したいというこどもたちがいるということであれば、御案内いただいてもというふうに思っているところでございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

安部委員。

安部委員 すみません、1番のこども教育委員会の話なんですけど、もう全てこどもで賄うと思っていたので、僕はあたかも、ここにいらっしゃる教育長も、こどもが教育長をやるようなイメージで、何か疑似的にやるのかなと思っていたんですけど、そこまでではないという理解でいいですか。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 あくまでもワークショップということで、こどもたちがグループで集まって、テーマについて、これからどういうよい学校、よい学習はどういうものかと、そういったいろんな話をしてもらった上で発表してもらおうというものでございますので、教育委員会という形でちょっと名前をお借りするような形になりますけれども、よろしく願いいたします。

本多教育長 私もその場で、できれば、こういう教育委員会の説明もしたいなとちょっと思っていまして。大人の教育委員会というのはこういう教育委員会でやっているの、今回はこどものみんなが教育のことを考えてくれるんだよという話をして、こどもたちが主体的に、まさにわくわくしながら楽しく自分たちをよくしていく、自分たちの教育の環境をよくしていくために、僕たちも参加できたんだということだったりとか、私たちの意見も聞いてもらえるんだということを、じっくり実感してもらって進められればいいかなというふうに思っています。

まさに、今年度の4月1日に江東区こどもの権利に関する条例が施行されましたので、各学校でそういったことについても御理解いただいたり、こどもたちも主体的に調べていただいたりしているようですので、そんなところをうまく生かせればなというふうに思っているところであります。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項4ですけれども、本件は協議事項と密接な関係にある

ことから、順序を変更し、協議事項と併せて報告を受けたいと存じます。

それでは、次に、報告事項5 地下鉄8号線延伸に伴う江東区立豊洲小学校代替校庭の整備についてを説明願います。

学校施設課長。

西尾学校施設課長 それでは、報告事項5 地下鉄8号線延伸に伴う江東区立豊洲小学校代替校庭の整備について御報告します。資料12を御覧願います。

初めに、1の背景についてですが、昨年度より工事着手されました地下鉄8号線の延伸部トンネルにつきまして、豊洲小学校の敷地下を開削工法で整備する計画となっております。そのため、当該工事の間、豊洲小学校の校庭が使用できなくなることから、事業者である東京メトロによる代替校庭の整備工事を実施するものでございます。

次に、2の代替校庭の整備につきまして、この位置は、案内図に記載の豊洲小学校の北西側に隣接する都営豊洲四丁目アパート跡地に整備するものでございます。このことに関しましては昨年度に東京メトロより区に協議があり、区はこれを了承したところでございます。この了承に際しましては、区は、保護者を含む学校関係者への代替校庭整備に関する情報周知並びに施工時の安全対策及び振動、騒音への配慮を要望したところでございます。

今後につきましては、代替校庭整備工事及びその使用等に向け、詳細について東京メトロと協議をしております。

最後に3の今後のスケジュールにつきましては、今年度に東京メトロによる代替校庭整備工事の発注手続を進め、来年度に整備工事を実施する予定であり、令和14年度以降、元の校庭を再整備し、使用を再開することを予定してございます。

報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。  
安部委員。

安部委員 説明ありがとうございます。以前この件で、内々にとというか、御説明に来られた方がいたと思うんですけど、それと比べて何か変わりましたか。予定どおりに進んでいますという御報告と理解してよろしいでしょうか。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 事業そのものは予定どおり進んでおりまして、この件につきましては昨年度、都市整備部の所管委員会で報告しております。また、今第2回定例会の所管委員会でも、本件について内容も含めて報告がされると聞

いてございます。

以上でございます。

安 部 委 員 変わっていないということで。

本 多 教 育 長 特段大きな変更はないということですね。

西尾学校施設課長 はい。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。

ほかよろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項6 令和7年度江東区立中学校生徒海外短期留学について及び報告事項7 令和7年度江東区立中学校生徒海外短期留学に係る校長の職務代理については、短期留学に関する案件のため、一括して説明願います。

指導室長。

金 指 指 導 室 長 それでは、令和7年度江東区立中学校生徒海外短期留学について御報告いたします。資料13を御覧ください。

本事業は、江東区立中学校第3学年及び義務教育学校9年生に在籍する生徒をカナダに短期間派遣し、語学研修、ホームステイ等を体験することにより、国際社会で活躍する人材の育成を図るものでございます。今年度は第36回目を迎えます。

項番1、留学日程等を御覧ください。派遣先はカナダ・ブリティッシュコロンビア州のバンクーバーから車で90分程度離れた、自然豊かなスクオミッシュ等となっております。派遣生徒数は42名です。留学期間は7月19日土曜日から7月29日火曜日までの11日間で、主な日程は資料に記載してあるとおりでございます。

現地では英語学習を行い、英語の実践力を高めるとともに、ホームステイを通じて地域の方々との交流も深めていきたいと考えております。また、留学中には、江東区と姉妹都市関係にあるカナダのサレー市も訪問する予定であります。

次のページ、項番2、事前・事後研修会計画を御覧ください。42名の留学生は、5月12日に教育センターで結団式を行いました。事前研修をスタートさせておりまして、今週日曜日にも第2回目が予定されております。

続きまして、資料14を御覧ください。令和7年度江東区立中学校生徒海外短期留学に係る校長の職務代理について御報告いたします。

代理となる校長は、大島西中学校、鈴木広高校長です。理由としまし

ては、令和7年度江東区立中学校生徒海外短期留学における生徒引率に伴うカナダへの海外出張のためです。職務代理者は、同校、齊藤彰仁副校長です。代理する期間は7月19日から29日までの11日間です。

このことに関しましては、学校教育法第37条6項に規定された、副校長は校長が欠けたときは、その職務を行うものによるものでございます。また、江東区立学校の管理運営に関する規則第6条におきましても、副校長が職務を代行する場合に校長の海外出張を規定しております。

報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。  
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。今回の短期留学の引率の方の中に、現地にもう既に一度以上行かれている方はいらっしゃいますでしょうか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 教員の中には以前引率をした者もございまして、また団長の鈴木校長については事務局としても行ってございまして、経験豊かな方が今回は引率することになっております。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。安心しました。昨年までと比べて、このスケジュール的に何か魅力あるものとか、何か変わったものとか、あとは円安で予算がないのでできなくなったとか、何か事情が変わったこととかがあれば教えてほしいですが。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 11日間の大きな予定は変わっておりませんが、中でハイキングというような行程がございましたが、経験した者の感想からは、少しハードなところがあるので、その内容については少し制限をかけたたりしていくというようなことを予定しております。

本多教育長 よろしいでしょうか。かなり洗練されてというか、歴史を重ねてきてやっているといるところなので、本当に中身的には充実してきているかなというふうには思っているところです。

ほかいかがでしょうか。

大久保委員。

大久保委員 先日、この留学に参加されるお母さんの保護者の方とお話しする機会があつて、結団式のときに説明していただき、とても分かりやすくて安心できた。あと、教員の方が5名と校長先生1名の引率という手厚さには、本当に安心して送り出せます、お勧めですと、そういうお言葉をいただいたので御報告を。

金指指導室長 ありがとうございます。

本多教育長 ありがとうございます。  
ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項8 江東区立中学校・義務教育学校（後期課程）学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画（案）についてを説明願います。

教育支援課長。

木内教育支援課長 江東区立中学校・義務教育学校（後期課程）学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画（案）について御説明いたします。資料15-1を御覧ください。

まず、1番の学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画（案）についてです。推進計画策定のため、これまで区の関係課長などで構成する庁内検討会議や、学識経験者、中学校長、部活動顧問や保護者、地域活動団体の代表などの委員から意見を伺う、休日部活動の地域連携・地域移行推進会議を開催し、現状把握や今後の方向性の確認、部活動の地域移行の課題整理を行ってきました。また、素案に対する意見募集を行い、案を取りまとめました。

次に、2番の意見募集の結果です。策定に当たり、区民への意見募集を行うパブリックコメントを、令和7年3月21日から4月11日にかけて実施いたしました。3月21日号のこうとう区報や区のホームページ、SNSに掲載、教育支援課窓口や本庁舎2階のこうとう情報ステーションで閲覧できるよう、周知を行いました。その結果、合計8名から12件の意見がありました。

次に、3番の意見の概要です。意見は分類別に、計画全般、指導者について、教員の働き方、そのほかに仕分けました。

資料15-2を御覧ください。意見の要旨と区の考え方を掲載しております。

まず、計画全般の意見は5件ありました。どの意見も、部活動の顧問を務めることが教員にとって大きな負担になっているとの認識がある上で、教員負担軽減のための学校部活動の地域移行におおむね賛成されて

おります。

次に、指導者についての意見です。ナンバー6とナンバー7を御覧ください。主に中学生とプロの交流イベントを増やし、様々な職種体験ができる機会を提供してほしいとの意見や、指導者の質の確保についての意見がありました。

専門性の高い方からの指導や交流は、中学生の技術向上に寄与するほか、実際のプロの生活や仕事を知り、将来の目標が明確になるなど、様々なメリットが期待できます。区内には多様なスポーツ団体や文化芸術団体がありますので、そういった団体と連携し、その可能性について検討してまいります。

また、指導者の質の確保については重要課題と認識しています。技術的な指導はもちろん、生徒への適切な指導や安全面、健康面での配慮などを求められることは多岐にわたります。生徒にとってふさわしい指導がなされるよう、運営団体と連携し、研修などを充実させ、指導者の資質向上のための取組を推進していきます。

次に、教員の働き方です。ナンバー8とナンバー9を御覧ください。どの御意見も、部活動の顧問を務めることが教員の負担になっているため、働き方を見直すべきではないかという趣旨です。教員が部活動顧問を任された場合、平日の勤務時間以外での指導や休日の試合や大会の引率など、時間的負担が増大します。

したがって、この地域連携・地域移行に関する推進計画を基に、段階的に休日の部活動を地域クラブ活動へ移行し、週休日を中心に教員の負担のない体制を構築し、授業に専念できる環境を整えていきます。一方で、部活動の指導を希望する教員も一定数います。そこで、引き続き指導者として関わりたい教員が参加できるよう、兼職兼業できる手続を関係部署と整備してまいります。

最後にそのほかです。ナンバー10からナンバー12を御覧ください。

ナンバー10は、過度に時間的に拘束されるような部活動は、子どもたちの負担になるのではないかという御意見です。これについて江東区は、区立学校に係る部活動の方針を策定しており、週ごとの休養日を2日以上設けるなど、休養日を適切に取得する設定をしております。したがって、この基準を踏まえ地域移行を進めてまいります。

続いてナンバー11は、自閉症や情緒障害を持つ生徒への支援を求めるとの御意見です。本課では、自閉症・情緒障害特別支援学級を南砂小中学校に設置しているほか、全校で特別支援教室での指導を行っています。また、特別支援教育アドバイザーが各学校を巡回しており、各学校の特別支援教育の充実を図っておりますので、課内で情報を共有いたしました。

最後に、ナンバー12の御意見です。こちらは部活動の外部指導員の募集方法についてです。ナンバー11と同様、推進計画の中身とリンク

しない内容ではあるものの、外部指導員の管理などは本課が管轄しておりますので、課内で情報を共有いたしました。

恐れ入りますが、資料15-1にお戻りください。続いて、4番の素案からの主な変更点です。

資料15-3の2ページを御覧ください。こちらは推進計画の序文に当たり、社会情勢の変化に伴う学校部活動の地域移行について、国や都の状況を踏まえた、推進計画策定までのプロセスなどを記載しております。

続いて11ページを御覧ください。こちらは、区立中学校などの部活動数や部員数などの最新の数値に更新いたしました。

続いて、資料15-4を御覧ください。こちらは推進計画（案）の概要版です。

上段は、推進方針、達成目標、本推進計画策定の背景となる国や都の動向、区の現状などのまとめです。本推進計画（案）は、地域のスポーツ団体や文化芸術団体が一体となり、子どもたちが将来にわたってスポーツや文化芸術活動に触れあう環境を提出することを推進方針としております。そのために、まずは休日の学校部活動を地域クラブ活動へ移行し、教員の負担がない指導体制を構築することを目標としています。

その目標を達成するために重点的に取り組む事項を2つ挙げております。下段を御覧ください。

まず左下の重点取組1は、学校部活動の地域クラブ活動の推進です。生徒の活動の選択肢の拡大や教員の負担のない指導体制を構築するため、段階的に休日部活動の地域移行を進めてまいります。具体的には、民間の団体にクラブ運営を委託し、運営団体から指導者を派遣いたします。活動は、各学校の部活動単位で行う単独校方式と、複数の学校の生徒が休日のみ1校に集まる拠点校方式を想定しております。活動場所も、学校を使うことで平日の部活動と連動した活動となることを狙っております。今年度は1校1種目で試行実施してまいります。

次に、その下の重点取組2です。地域活動の集約・一体的紹介です。本区には様々な地域活動団体がありますので、そういった区内に点在する活動団体と連携し、中学生が参加可能な情報を集約、提供する体制を構築してまいります。

今後の課題としては、右下に大きく4点示しております。

第1に、指導者の質の確保です。先ほども述べましたが、指導者の質の確保は重点課題です。運営団体が決定しましたら、運営団体と協議の上、指導者の任用基準や任用後の研修方法などについて協議してまいります。

第2に、受益者負担です。安定したクラブ運営や指導者の質の確保のためには、運営費の確保が必要となります。運営費を確保するための参加費の設定や困窮世帯への支援などについては、慎重に検討していく必

要があると考えております。

第3に、各種団体との連携です。指導者の確保や重点取組2にある地域活動の集約・一体的紹介を行うためにも、地域の関係団体との連携は不可欠です。これまでも様々な団体に御協力いただいておりますが、引き続き連携を図ってまいります。

第4に、指導を希望する教員が継続できる環境づくりです。こちら先ほど述べたとおり、今後も指導することを希望する教員が一定数いることから、地域クラブ活動でも指導ができるよう、教員の兼職兼業制度を整備してまいります。

以上が推進計画（案）の説明です。

話が少しそれますが、現在国において、地域移行という名称を地域展開に変更する動きがあります。これは、従来学校の人的・物的支援によって運営されてきた活動を、広く地域に開き、地域全体で支えていくことから、部活動が地域クラブ活動へ展開されるというものです。国から正式にアナウンスがあり次第、本推進計画の表現も見直しを図ってまいります。

資料15-1にお戻りください。5番のスケジュールについてです。7月の文教委員会にて本案を報告後、推進計画を作成した旨をホームページにて公表し、各中学校にも周知してまいります。

説明は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。  
鈴木委員。

鈴木委員 最終的に、この休日の部活動の移行というものを目標達成にかけていくということなんですけれども、すぐにはできないと思うんですが、この江東区教育委員会として、数值的に、何か最終的にはこういう数値で目標をつくったんだというものはあるんでしょうか。

本多教育長 教育支援課長。

木内教育支援課長 こちらの今回の概要版は、令和8年度から10年度の中での推進計画になります。10年度には、全ての休日の活動を地域展開できる方法を考えながら進めていきたいと考えております。  
以上です。

本多教育長 よろしいでしょうか。

鈴木委員 はい。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。  
安部委員。

安部委員 すみません、度々同じ話になってしまって申し訳ないんですけど、これはどちらかというと、こどものため、生徒のためというよりは、教員のためというふうに感じてしまうんですけども、これは誰のためでしょうか。

本多教育長 教育支援課長。

木内教育支援課長 資料15-4の推進方針のところに記載しているのですが、こどもたちが将来にわたりスポーツ・文化芸術に触れあう環境を創出することを目標としております。  
以上です。

本多教育長 そもそものスタートのところはやっぱり、安部委員がおっしゃるところがあったというふうに思いますけれども、ただ、こどもがやりたいことができるようにということと、こどもたちが今やっていることの質を下げないようにということは非常に大事なことなので、今、安部委員がおっしゃったことは、教育委員会として進めていくときにはやはり、確実に落としちゃいけないところだとは思っています。

先ほど鈴木委員からもお話がありましたけど、これはなかなか難しいことでして、なので、まずは令和10年度までの間に、休日の、いわゆる今やっている部活動を、要するに地域展開できるようにしていこうと。これは背景には、安部委員がおっしゃったような、教員の働き方改革という部分があります。そもそもこのことについては、今中学校の先生方が、ほとんどボランティアで、要するにもっとはっきり言うと、勤務時間外にいろんなことをしてくださっていた。

それに伴ってこどもたちは、本当に大きな成果を得ることができていたということと、あと、今地域にいらっしゃる方々も含め、大人、我々も含め、部活動を経験してきた方がたくさんいらっしゃるという部分では、日本の小中学校の中では部活動は本当に大きな力を発揮していた、それから本当に先生方に多大なる負担をかけてきたということがあります。やっとな国がそのことを制度的に変えていこうというふうに動き出したところでもあります。

また、先ほど申し上げましたけれども、今までのことがあるので、急に変えるのはなかなか難しいというところがあります。ですので、安部委員がさっきおっしゃってくださったように、こどもをないがしろにしないで、やはりしっかりこどもたちを真ん中に置いて進めていくことが大切です。

それから、先ほど教育支援課長のほうから報告がありましたけれども、資料15-4の概要版の重点取組2というところでの、様々な取組を紹介していく。要するに今までの部活動というものを地域展開していくのと併せて、もっと広く、様々なものもあるので、選択肢をこどもたちにしっかりと提供していこうというのが、もっと先を見据えた取組になっています。

はっきり言うと、こどもたちが授業が終わったら、僕たちはやりたいことがあるから、学校から帰ったらこれをやるんだというのが、それぞれこどもたちが計画を立てられて取り組めるようなメニューを、しっかりと区として整備する。それに対して支援すべきところについて、人的なのか、金銭的な部分なのか、そういったことを整理していく。

さらに言うと、いや、そういったことに協力できますよといった方々を集めながら、そういった方々にどういった状況だったらできますかということを整備していくとか、かなり膨大なことになっていくだろうというふうに思っていますけれども、将来を見据えたときに、大きなそういった部分での転換を見据えて、こどもたちにとっても先生方にとっても持続可能なのか、もっと言うと夢のあるというか、そういった環境をしっかりとつくっていかなければいけないだろうと思っていますので、まだそのスタートだということなのかなと思っていますので、先ほどのパブリックコメントで上がってきた様々な意見も参考にしながら、しっかりと取り組みたいと思っています。

その中にはやはり、負担が大きいということであったりとか、考えてもらいたいということと、また、江東区のこの計画に期待しているという言葉も出ていますので、またそのところはしっかりと積み重ねていければなというふうに思っているところであります。

まだこれから進んでいくところではありますけれども、やっと計画ができたというところでの御報告となっております。

それでは、本報告を終了いたします。

続きまして、報告事項9 江東きつずクラブ等における指導検査の実施についてを説明願います。

地域教育課長。

大田地域教育課長 それでは、江東きつずクラブ等における指導検査の実施について御説明いたします。資料16をお願いいたします。

初めに、1の指導検査についてでございます。

(1) 目的でございますが、区では江東きつずクラブ及び私立学童クラブの質の向上を図るため、令和6年4月1日より指導検査を実施しております。

(2) 対象クラブでございますが、江東きつずクラブ64か所、私立学童クラブ3か所としておりまして、2年サイクルで全ての施設の指導

検査を実施いたします。

(3) 検査内容につきましては、設備・運営状況の確認及び検査講評を1日かけて実施してございます。

次に、2、指導検査の計画及び実績についてでございます。

(1) 一般検査につきましては、1施設当たり職員3名で検査を行っておりまして、令和6年度は34施設の検査を実施いたしました。いずれのクラブにおいても重要指摘事項はございませんでした。令和7年度は33施設で実施をいたします。

最後に、(2) 特別検査についてでございます。施設運営に重大な支障を及ぼす場合に随時実施する検査でございますが、令和6年度は重要指摘事項がなく、特別検査の実績はございません。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。  
安部委員。

安部委員 説明ありがとうございます。この検査って、設備・運営状況確認というふうになっていると思うんですけど、設備というのはハード面で、運営状況というのはソフト面なのかと思うと、この運営状況の児童育成内容を確認するというのは、具体的にどんな確認をされますか。

本多教育長 地域教育課長。

大田地域教育課長 1日をかけて現地に赴いて実施している検査でございますので、その日の育成状況を職員が目視しているという状況でございます。  
以上でございます。

本多教育長 実際に活動の様子とか指導の様子とか、そこを見てという形になるかなど。  
安部委員。

安部委員 ありがとうございます。多分これから検査に行くよとか、これから監査に行くよというときは、それなりの対応をして待っているわけです。当たり前なんですけど。書類をそろえたり、ふだん掃除しないところを掃除したり。なので、こういうのは本来チェックするんであれば抜き打ちであるべきなんですけど、この検査というのはどのような形でさせていただきますか。

本多教育長 地域教育課長。

大田地域教育課長 今御意見がありましたとおり、事前に準備をしていただくと、ふだんの様子が見られないというところがございますが、一方で、事前の書類提出や確認をする必要もございまして、概ね1ヵ月前に予告をしまして、その後に行くという形で運用してございます。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。この検査は報告があったように、実際の委託業者がしっかりと職員を配置しているかとか、そういった部分でありますとか、出勤状況とか、そういったことも併せて確認をするということになっています。

やはりクラブの質の向上を図るという部分で言えば、こどもたちのためになるというところはあると思いますので、しっかりと検査していく形が大事かなというふうに思っております。しかしながら、先ほど安部委員からもありましたけれども、準備されているというところもありますので、そういった部分では、日常的に見ていく、情報を収集していくと。また、責任者の連絡会とかそういったものもありますので、そんなことを併せながら、しっかりときつずクラブの運営ができればなというふうに思っているところであります。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項4 学校施設の収容対策について及び協議事項1 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表については、区議会及び関係諸機関との審議状況との関係があるため、秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 ただいま、全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、報告事項4及び協議事項1は秘密会といたします。

報告事項4 学校施設の収容対策について及び協議事項1 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表については互いに関連する案件ですので、一括して説明を受けた後、審議いたしたいと存じます。

本件について事務局より説明願います。

庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは初めに、学校施設の収容対策について御説明をいたします。資料11をお願いいたします。

本資料でございますが、令和7年4月1日現在における住民基本台帳上の人口をベースに、今後のマンション開発等により見込まれる児童・生徒数の増加を考慮の上、令和7年度から13年度の区立学校就学者数を推計した結果、今後収容対策が必要とされる学校を取りまとめたもの

でございます。今回は小学校8校、中学校5校、義務教育学校1校の計14校が対象となりました。

初めに小学校でございますが、昨年度対象となっておりました第五砂町小学校が対象から外れました。そして新たに北砂小学校が収容対策校となったところでございます。今後の児童・生徒数の推移を注視しつつ、必要に応じ、教室の改修等を検討してまいります。

次に中学校でございますが、深川第三中学校、深川第四中学校、深川第五中学校、深川第七中学校、砂町中学校の計5校におきまして、将来的に教室不足が生じると見込まれております。中学校につきましても小学校と同様、今後の生徒数の推移を注視しつつ、必要に応じて教室の改修等を検討してまいりたいと考えております。

なお、義務教育学校でございます。有明西学園前期課程でございますが、今年度、現在28クラスの編制をしてございます。既に前期課程での使用を想定した教室は不足してございますが、有明西学園につきましても、前期課程、後期課程を合わせて48教室ございますので、当面こちらは施設一体型のメリットを生かして、児童の収容対策可能となっておりますが、今後の児童・生徒数の推移を注視し、必要に応じ、教室の改修等について検討してまいりたいと考えてございます。

本件については以上でございます。

続きまして、江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表について御説明をいたします。資料19をお願いいたします。

この条例では、一定規模のマンションを建設する場合には、事業者は土地取引を行う前に、区長にその内容を届け出なければならないというものでございます。条例の第10条ではこれを受けた形で、区長は、公共公益施設の状況を公表すると規定してございます。本日は公表する公共施設のうち、小学校、中学校、義務教育学校、そしてその後、江東きっずクラブについて御説明、御報告いたします。

初めに小学校の状況でございます。1ページお進みいただきまして、小学校の状況が一覧になってございますものを御参照をお願いいたします。表の見方でございますが、令和7年5月1日現在の児童数、クラス数、また今後の児童推計に基づく最大使用教室数と利用可能教室を記載してございます。その中の収容対策が必要と見込まれる学校につきましても、先ほど御説明をいたしましたとおりでございますが、受入状況欄にアスタリスクを記載しており、併せて備考欄に収容対策内容を記載しております。収容対策が必要な学校は先ほど御説明したとおりでございます。

続きまして、3ページにお進みいただいて、こちらが中学校の状況でございます。中学校におきましても先ほどの小学校の表と同様、令和7年5月1日現在の生徒数、クラス数、最大使用教室の推計、利用可能教室、そして受入状況欄にアスタリスクが記載されているところが、収容

対策が必要となる学校でございます。該当校は先ほど説明したとおりでございます。

4ページをお願いいたします。最後に義務教育学校の状況でございます。有明西学園前期課程において受入状況にアスタリスクがついており、収容対策が必要な学校となっておりますが、先ほど御説明いたしましたとおり、当面は後期課程の利用教室可能数との合計で充足をする見込みでございます。

本区の児童・生徒を小中学校、義務教育学校へ適切に収容するべく、条例に基づくマンション業者との事前協議を十分に行い、入居時期や通学区域の変更などを調整するなど、今後も収容対策を適切に進めていきたいと考えております。

小学校、中学校及び義務教育学校については以上でございます。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

大田地域教育課長 続きまして、江東きつずクラブの状況について御説明いたします。資料5ページをお願いいたします。

初めに、全学年の児童を対象とし、入会要件を設けていない、A登録の状況でございますが、小学校及び義務教育学校全46校で実施をしております。登録数は表の最下段に記載のとおり、合計で8,261人、前年度比33人の増となっております。

6ページをお開きください。次にB登録の状況でございます。B登録は学童クラブ機能となっております。保護者の就労等が登録要件となっております。表に記載の入会可能数は、児童1人当たりの面積1.65平方メートル以上を確保するため、利用実績等を勘案し、算定した人数でございます。

6ページは、B登録のうち、学校内クラブの状況でございますが、43校で実施をしております。登録数は表の最下段に記載のとおり、合計で4,161人、前年度比120人の増となっております。学校内クラブがない3校につきましては、次のページに記載の、近隣にある学校外クラブを御利用いただいております。

続きまして、7ページを御覧ください。こちらはB登録のうち、学校外18クラブの状況でございます。本年度より、ナンバー2、江東きつずクラブ塩浜を民営化しております。登録数は合計で940人、前年度比16人の増となっております。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。  
安部委員。

安 部 委 員 説明ありがとうございます。以前この収容対策の説明の中で、たしか令和10年度を境に徐々に、あそこがピークというふうに、私はちょっと記憶されていたんですけど、それに基づいても今のこの状況というのは、大きく変わってきちゃったなとか、そういう点はあるのかなのか、教えてほしいです。

あとは、この変更というのは、要するに特別教室を普通教室にするだけで、別に大規模改修とかの必要はないという理解をしていますが、合っているかどうか教えてほしいです。

あと、一大小と有西が目立って何か急に足りないような印象をちょっと受けてしまったんですが、その辺というのは想定外なのかどうなのか、ちょっと知りたいです。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 初めに児童数の推移でございます。以前、令和10年ピークということで御説明したかと思えます。そちらの状況については変化ございません。あくまでも今回の住民基本台帳上の人口、それから、現在既にこちらで把握しているマンション等の開発状況を確認した上での児童数は、江東区全体では令和10年をピークというふうに考えてございます。

それから2点目でございます。こちらの教室改修の状況でございます。現在、大規模に改修しなければ確保できないということではございませんが、ただ1点、学校によりましては、学校の状況によって、普通教室の改修では補い切れないような場合が発生するところもありますけど、その場合は、例えば増築ですとか、最終的にはそういう判断も出てきますけれども、現時点においては、教室改修、また学校選択制度の一定の制限を加えることで、児童数の抑制を図るということでの対応を考えるというふうに考えてございます。

3点目でございますが、一大小と有明西学園でございますが、一大小につきましては大規模なマンションの建設が予定されているということでの増。こちらは以前から見込まれているところでございます。また有明西学園につきましても、周辺の開発環境、マンション等の新設が新たに行われているという状況は、これまでも、先ほど御説明したマンションの業者からの事前相談、届出はありますので、そういった状況を把握した上でのこちらの児童数の推計、それから教室数の見込みとなっております。

一大小につきましては、やはり学校の規模等もありますので、こちらの収容対策、学校の教室確保、またそちらが困難な場合ですと、近隣の学校のほうへ指定校を変更するというような判断も必要となつてまいりますので、そちらのほうを見極めながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。  
鈴木委員。

鈴木委員 きっずクラブなんですけど、AもBも両方そうなんですけど、公営のところは4学校ぐらいあるんですけど、これは、公営に対する考え方、それから将来どうするのかという何か計画があるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

本多教育長 地域教育課長。

大田地域教育課長 きっずクラブの公営の今後の取扱いというところでございますが、現在区のほうで、児童指導職の退職不補充という方針がございますので、基本的には職員が少しずつ減る中で、民間委託を進めていくという流れを想定してございます。  
以上でございます。

本多教育長 ほかいかがでしょう。  
鈴木委員。

鈴木委員 もう徐々にということですけど、それをもう少し。職員の退職って大体分かると思うんですけども、近未来的な計画というんですか、そこは何かあるんでしょうか。

本多教育長 地域教育課長。

大田地域教育課長 職員につきましては年齢等を把握しております、いつ誰がという見込みは立てるところでございますけれども、当然ながら定年までお勤めにならない方の発生ですとか、あとは、各年度において育児休業等の取得等で欠員となる場合がございますので、そういった状況を勘案しまして、各年度ごとに次年度の委託の必要性について検討しているところでございます。  
以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。  
ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、お諮りいたします。協議事項1について、承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長      御異議ありませんので、これを承認いたします。

        なお、秘密会の会議録につきましては、本来、教育委員会会議規則で非開示となっておりますが、区議会の審議終了後、公開することといたしたいと存じます。

        それでは、以上をもちまして、令和7年第5回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。